消費者支援ネット北海道ニュースレター 第54号

赤クネット面信

発行:平成29年11月6日 発行者:町村泰貴 編集者:大嶋明子

もく

1ページ…民法改正で導入される定型約款

2ページ…適格消費者団体連絡協議会 1日目 3ページ…適格消費者団体連絡協議会 2日目

4ページ・・・セミナーのお知らせ/加工食品原材料産地表示 /ホクネットからのお知らせ



「民法改正で導入される定型約款」



消費者支援ネット北海道 理事長 町村泰貴 (北海道大学教授)

消費者関係の法律に多くの改正が重ねられている傍ら、2017年は民法にも大きな改正が実現しました。その内容は実に多岐にわたり、また理論的にも重要なものが多く含まれていますが、消費者法的には、「定型約款」と題する概念が入って、その契約への組入れ要件や変更の要件が明示されたことが注目されます。

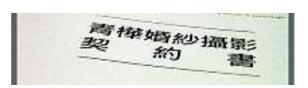
大きな枠組みでいうと、事業者が準備した定型約款が契約の内容になるには、①その相手方も含めて両当事者がそうしたいという意思を持って契約したことが原則として必要です。その場合に、②定型約款の内容は、相手方が求めれば、事前または事後に開示されなければなりません。そして③相手方の権利を制限したり義務を加重する条項は、信義則に反して一方的に相手方の利益を害すると判断される限り、契約の内容になりません。

また定型約款の変更が事後的に行われた場合に、それが既に締結された契約にも適用されるためには、④それが相手方の一般の利益に合致する場合か、契約の目的に反せず、かつ、合理性がある場合のいずれかで、⑤変更の効力発生時期を定め、それ以前にインターネットなどを通じて変更内容を周知していたことが必要です。

具体例としては、生命保険や損害保険などに用いられる契約約款が典型と考えられますが、事業者 が消費者取引のために用意する定型的な契約条項は広くこの定型約款に当てはまると考えられそうで す。

ただし、この改正法には多くの問題点があると指摘されています。まず、消費者が定型約款の内容を知らなくても、原則として契約の内容となることが正面から認められている点です。確かに消費者が契約に先立って定型約款の内容を開示してほしいと求めれば、事業者はこれに応じなければなりませんが、そうした場合はむしろ少ないでしょう。多くの場合は、事業者が定型約款によることを表示しただけで、消費者が特に何も言わなくても、その内容が契約の内容となります。契約締結後に開示を求めた場合も、事業者は開示しなければならないとされていますが、開示しなかったからと言って契約を解消することはできません。そして変更についても、消費者側に不利な変更であっても合理的と判断されれば、一方的な変更の効力に消費者も縛られるわけです。

定型約款に関する規定は、今後、契約実務や裁判を通じて解釈適用が固まっていきます。その中で、ホクネットのような適格消費者団体も、不当条項の差止めの中で、民法の規定内容を解釈する必要が出てくると考えられます。施行までは少し時間がありますので、それまでに勉強を積み重ねて、施行後は適正な消費者取引の実現のために役立てたいと思います。





適格消費者団体連絡協議会終了!

平成22年の時に 比べると倍の規模です



平成29年9月9日(土)北海道建設会館9階大ホールにおいて第23回適格消費者団体連絡協議会が開催されました。ホクネットが適格認定を受けた年の平成22年9月に札幌で開催しております。適格消費者団体9団体、適格をめざす4団体、行政含めて50名弱の参加でした。

7年経った今年は適格消費者団体 16 団体、適格をめざす団体 15 団体、行政を含めて 108 名となりました。

ホクネット理事長町村泰貴が議長に就任し、議事次第に従い、議事運営を行いました。

1. 消費者庁報告

- ①国民生活センター法等の一部を改正する法律について
- ②内閣府令に関する意見募集について
- ③いわゆるアダルトビデオ出演強要問題については、政府を挙げて取り組んでいるものである。被害者が締結した契約が消費者契約に該当する場合、差止請求ができるよう環境整備を行う予定である。
- ④情報提供に関する覚書の締結について 団体が、都道府県を回る際に、具体例が見たいという 要望があった場合は、消費者庁にてサンプルを出せるので問い合わせてほしい。
- ⑤概算要求について「消費者庁平成30年度予算概算要求について」の資料記載のとおり予算を確保できるよう頑張っていく。また、「消費者団体訴訟制度推進補助金(仮称)」は、特定適格消費者団体の組織体制強化のための補助金である。特定適格消費者団体には、この補助金との

関係で、適格消費者団体のときと比較して業務量がどれほど増加したか等の報告など作業をお願いすることがあるが対応してほしい。

⑥シンポジウムについて



「お試しを装った定期購入サイト」の是正の申入れ効果」

類似のサイトはたくさんあり、全国一斉申入れを行ってもよいのではないかと思う。

適格消費者団体が個別の業者にいくら申入れ、訴訟をやってもなくならないと思う。

消費者庁で徹底的な取り締まりをしてほしい。等の意見が出された。

その他 5 項目についても活発な意見交換が行われた。

3. 消費者契約法改正の動向

「実現しよう!消費者のためのルール作り」のチラシに基づき、報告がなされた。

事業者の消費者への配慮義務「年齢」を削除したことが大きな問題であり、高齢者や若年者等、年齢についても事業者は配慮すべきである。消費者契約法の見直しに関するパブリックコメントは、是非一人でも多くの人に提出してほしいと!

- 4. 事前アンケートのまとめと意見交換
- 5. 消費者スマイル基金の活動状況
- 6. 若者被害110番の実施など
- 7. 佐賀消費者フォーラム消費者教育

テキストの紹介

(以上議事録より抜粋)

1日目の全体会が終了。

その後は懇親会で親睦を深めました。



懇親会は札幌の夜景を楽しみながらお料理も「おいしい」と評判でした

適格消費者団体連絡協議会 ~2日目~

特定適格消費者団体をめざす団体会議

かでる2.7 820研修室において 午前9時30分から11時25分まで開催

二之宮義人氏(KC's)が, 議長就任し、 特定適格認定申請に向けて, 整備すべき



事項,要件及び手続について,消費者支援機構関西の認定までの経緯として報告があった。その後意見交換があり、「消費者に手を上げてもらわないと手続がはじまらない。KC's の書面はいかにも怪しく,内容自体振り込め詐欺に似ている。こういった誤解を避けるために,適格消費者団体の認知度を上げなければならない」ということ。

適格消費者団体ををめざす団体会議

かでる2·7 520研修室 午前9時30分から11時25分まで開催

道尻豊氏(消費者支援ネット北海道)が、 議長就任し、

(1) 認定事例報告

「消費者支援ネットワークいしかわ」の木村基之氏より、資料に基づき設立事例報告がなされた。

(2) 申請事例報告

「消費者市民ネットおきなわ」の横井理人氏、「えひめ消費者ネット」の沖昌司氏、消費者市民ネットとうほく」の中里真氏、野崎和夫氏より、資料に基づき申請事例報告がなされた。

事務局意見交換会

かでる2.7 820研修室 午前11時30分~午後0時30分 道尻豊氏及び大嶋明子氏(ホクネット)司会で進行

* 先駆的プログラム, つまり, 国がモデル的な 事業を自治体にやってくださいねということでやって



いた全額負担の事業があったが、それをやめて新型交付金にするようだ。先駆的プログラムの予算は5億円だったが、来年度、新型交付金では10億円を要求しているようだ。しかし、従前の金額が5億円だったので、10億円の予算がつくかどうかはわからない。

消費経済新聞によると、新型交付金は2分の1になるらしいが、9月半ばに、消費者庁が自治体にその点の説明をするようだ。しかし、地方自治体の一般財源を充てての2分の1になるのであれば、自治体が出すのは、かなり難しいと厳しい現実を知ることとなった。

*次回開催に向けての課題として 資料の配布方法について

大賀宗夫氏(消費者ネットおかやま)から,事前配布資料を紙媒体で配布すべきか,意見を伺いたいとの提案がなされた。

長野浩三氏(京都消費者契約ネットワーク)から、参加団体の数が増えたので、事務局の負担を減らすためにも、PDFで配布し、必要な部分を各自印刷すればよいとの意見が出された。

大嶋明子氏(消費者支援ネット北海道)から、事務局の負担が大きいので、協議会を引き受けるところがなくなるのではないか懸念がある。顔を合わせるという意味でも協議会は重要であり、継続するために、事務の負担を軽減すべき。ということから次回の協議会から、資料はPDFで配布

することが確認された。(以上議事録より抜粋)

事務局スタッフとしてはありがたいことです

お知らせ



今年のフォーラムは消費者庁 と文部科学省との共催で開催し ます。誰もが消費者です。多方 面の消費者教育を知る機会とな ります。詳しくはホームページを ご覧ください。

平成 29 年度北海道消費者行政推進事業の一環として |道内各地でセミナーを開催します

*11月8日(水)上砂川町

「なぜ、あなたは 騙される?!」講師:番井

その他、帯広でも開催を予定していますが詳細は未定です。 すでに、7月14日札幌、18日岩内、26日岩見沢、10月 26日新得町は開催済みです。次号で報告を掲載予定です。

平成29年度 消費者教育推進フォーラム in 北海道

平成29年 7 12:15~16:00

・ルスター札幌 2階大ホー 化模市中央区北4条西6丁目)



消費者庁からパンフレットが届いてます 「全ての加工食品の原材料の産地が表示されます!」

~産地を見て、商品を選べます~

・平成29年9月1日から順次(※平成34年3月31日までは食品メーカー等が準備 をする猶予期間としています)詳しくは消費者庁のホームページでご確認下さい

◆消費者支援ネット北海道 会員数(平成 29 年 10 月現在)◆

311 名 個人会員数 (正会員 174 名) (協力会員 140 名) 団体正会員 札幌青年司法書士会/(一社)北海道消費者協会/北海道労働者福祉協議会/北海道生活協同組合連合会/ (5 団体) 生活協同組合コープさっぽろ/ 北海道労働金庫/ホクレン農業協同組合連合会/第一生命保険株式会社/新得町役場/遠軽消費者協会/ 団体賛助会員 (一社) 生命保険協会/(一社) 北海道損害保険代理業協会・帯広支部/芽室消費者協会/㈱拓殖設計/ (10 団体) (有)合同保険事務所/

編

集

後

記

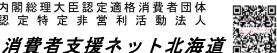
今年も一気に冬へと向かうのだろうか?と 不安になる。去年は早すぎた積雪にまだ青い ままの銀杏の葉が落ちていてビックリ!でし なんて恐ろしい低気圧。自然の猛威は誰にむ いているんだろうか?11月半ばまでは冬タイ ヤ履かないぞ!と意味もなく心に決めてい る・・・のですが・・・「法務省管轄支局 国民訴 訟通達センター」と名乗る詐欺グループの被 害があるそうです。気を付けよう!

会員加入と寄付ご協力 のおねがい

活動の一層の充実のた めに、会員加入および寄 付金のご協力をお願いし ております。ホクネットへ の寄付金は税額控除の 対象となります。



内閣総理大臣認定適格消費者団体 認定特定非営利活動法人



а

http://www.e-hocnet.info/ i | info hokkaido@hocnet1222.ip Facebook hocnet1222 Twitter hocnet20162

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4F

TEI 011-221-5884 FAX 011-221-5887